

特定非営利活動法人但馬サッカー協会

利益相反ポリシー

対象

「利益相反」とは、サッカーの活動等によって起こる協会の社会的信頼が損なわれ得る状況で、次に掲げるものをいう。

ア 役員等が得る利益（報酬、旅費、物品購入に係る収入によって得る利益等）と、協会が負う責任が衝突・相反する状況

イ 協会が得る利益と協会の社会的責任が相反する状況

ウ 役員等の事業等に対する職務遂行責任と協会における職務遂行責任が相反する状況

コンプライス委員会で調査する。

委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

委員会は、自己申告書に基づき、役員等の利益相反に関して協会として許容できるか否かについて審議し、その結果を当該役員等に通知するとともに会長に報告するものとする。

会長は、報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う

判断基準

役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、協会としてこれを許容できないものと判断する。

役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- （１）役員等が協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- （２）協会が協会の社会的責任に対して、協会の利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- （３）役職員等が、本学における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

秘密の保持

（１）委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知り得た情報を他に漏らしはならない。

（２）自己申告書及びこれに関連する調査資料等は、協会事務所において管理・保管する。

情報公開

- (1) 委員会は、協会の利益相反に関する情報を必要な範囲で協会外に公表する。
- (2) 委員会は、協会外への情報公開に当たって、役員等及びその他の個人情報の保護に留意しなければならない。

異議申立て

- (1) 改善勧告を受けた役員等は、当該改善勧告に不服がある場合は、会長に対して書面による異議申立てを行い、再審議を求めることができる。
- (2) 会長は、前項の異議申立てに対し、必要と認めた場合は、委員会に対して再審査を求める。
- (3) 会長は、前項の再審議の結果に基づき、異議申立てに対する処置を決定する。

令和2年12月1日制定